

不妊治療と仕事の両立支援について

別添1

不妊治療と仕事の両立支援に向けた取組をすすめましょう

近年、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあります。不妊治療と仕事の両立ができずに退職する人は16%（女性では23%）に上がっています。退職していない場合であっても、通院回数の多さや、通院と仕事の日程調整の難しさなど、不妊治療と仕事の両立が困難な実態がみられます。

不妊治療と仕事の両立について、職場における理解を促し、不妊治療と仕事の両立ができる休暇制度や両立支援制度が利用しやすい職場環境の整備に向けた積極的な取組をお願いいたします。

● 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画への取組項目に追加されました（裏面）

一般事業主行動計画に「不妊治療と仕事の両立支援」に関して盛り込み、計画的に取組を進めましょう。

● 事業主に対する助成金の支給

中小企業事業主に対する、以下の2つの助成金があります。積極的にご活用ください。

・ 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

不妊治療に利用できる特別休暇制度（多目的・特定目的とも可）を導入した事業主を助成

・ 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療に利用できる休暇制度や両立支援制度（所定外労働の制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク）を整備し、労働者に実際に利用させた事業主を助成

● 事業主向けセミナー

厚生労働省では、事業主や人事労務担当者等を対象に、不妊治療に利用できる休暇制度や両立支援制度の導入を支援するためのセミナー等を実施する予定です。

● 制度導入マニュアルなど、啓発資料について（下記をご覧ください）

制度導入マニュアル・啓発資料



事業主・人事部門向け

「不妊治療を受けながら働き続けられる職場作りのためのマニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>



- 不妊治療についての解説
- 企業における不妊治療と仕事の両立支援に取り組む意義
- 不妊治療と仕事の両立支援制度の導入ステップの解説
- 不妊治療と仕事の両立を支援するための各種制度や取組の解説
- 企業の事例の紹介
- その他参考情報



本人・上司・同僚向け

「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>



- データで見る不妊治療と仕事の両立
- 不妊治療についての解説
- 職場での配慮のポイント
- 不妊治療を受けている、受ける予定の人たちへの情報

厚生労働省のホームページもご参照ください

①「不妊治療に関する取組」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html



②「不妊治療と仕事の両立のために」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画への取組項目への追加

様式第一号（第一条及び第二条関係）（第二面・第三面）

行動計画策定指針の事項		次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項 <small>(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備</small>	ア	妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
	イ	男性の子育て目的の休暇の取得促進
	ウ	育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
	エ	育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (7) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ニ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (ミ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
	オ	育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための、次のいずれか一つ以上の取組の実施 (7) 女性労働者に向けた取組 ① 若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修 ② 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上ででの悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組 ③ 育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組 ④ 従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組 ⑤ 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修 (イ) 管理職に向けた取組等 ① 企業トップ等による女性の活躍推進及び能力發揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組 ② 女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組 ③ 働き続けながら子育てを行う女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修 ④ 育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組
	カ	子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (7) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ミ) フレックスタイム制度 (オ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
	ギ	子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
	ク	子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
	ケ	労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入
	コ	希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施
	サ	子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮の実施など子育てをしながら働く労働者に配慮のありに必要な費用の貸付ける実施
	シ	不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施
	ス	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などを諸制度の周知
	セ	出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

追加 詳細は下記

「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」

以下のような措置を講ずること。

- 不妊治療のために利用することができる休暇制度（多目的休暇を含む）
 - 半日単位・時間単位の年次有給休暇制度
 - 所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等
- ※下記の取組を併せて行うことが望ましい。

- ・両立の推進に関する取組体制の整備
- ・社内の労働者に対するニーズ調査
- ・企業の方針や休暇制度等の社内周知、社内の理解促進、相談対応

※不妊治療に係る個人情報の取扱いに十分留意すること。